

いしかり「防火」通信

危険物に対する意識の高揚と啓発を目的として、
6月第2週目に「危険物安全週間」があります。

私たちの暮らしの中には灯油や動植物油など様々な危険物が身近に存在しています。今月号では、その中でも危険性の非常に高い「ガソリン」に注目したいと思います。

「ガソリン」の特性を理解するとともに留意事項を遵守し、安全に取扱いましょう。



○ガソリンの特性

- ・ガソリンに引火する最低温度は -40°C 以下と低く、小さな火でも爆発的に燃え上がる物質です。
- ・ガソリンは、静電気を蓄積しやすく、静電気による着火危険性が高い物質です。

○ガソリン保管、取扱いをする際の留意事項

- ・ガソリンの容器は、消防法令で定める強度や材質等の基準に適合した金属製の携行缶等を使用して下さい。
- ・ガソリン携行缶を使用する際には、取扱説明書などに書かれた留意事項を厳守して下さい。
- ・静電気による着火を防止するため、地面に容器を直接置くなど静電気の蓄積を防ぐ対策を行って下さい。
- ・稼働中の機器等へのガソリンの給油は決して行わずに必ずエンジンを停めて行って下さい。



ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

消防法で ① **本人確認** (運転免許証の提示など)

② **使用目的の確認**を行うとともに、

販売記録を作成することが義務付けられています。



⚠ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ⚠

灯油用ポリ容器 ガソリン携行缶



ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません!!



！噴出注意！

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
 - ①エンジン停止
 - ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して取り扱ってください!!



セルフスタンドにおいても、ガソリン容器への詰替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります!! ※1

※1 詰替えを行っていないセルフスタンドもありますので、詰替えについての詳細はガソリンスタンドへお問い合わせください!!

ガソリンを取扱う時はご注意ください!



発行：石狩消防署予防課

〒061-3211

石狩市花川北1条1丁目2番地3

Tel 0133-74-7165

Fax 0133-74-9814



ホームページ



ツイッター